

**改正**

昭和48年4月1日規則第2号

昭和61年3月29日規則第15号

平成9年12月15日規則第55号

平成25年2月5日規則第4号

平成27年7月31日規則第71号

平成28年3月31日規則第35号

平成30年3月30日規則第6号

令和元年12月26日規則第42号

令和2年10月30日規則第59号

奈良市改良住宅条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号。以下「改良住宅条例」という。）第5条第6項、第5条の3第3項第3号及び第6条の規定に基づき、奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）の規定の準用について必要な技術的読替え、改良住宅店舗作業場の使用の承継の承認の基準その他改良住宅条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市営住宅条例の読替え)

**第2条** 改良住宅条例第5条第1項の規定により市営住宅条例の規定を準用する場合には、市営住宅条例第13条及び第16条第2号中「市営住宅入居請書」とあるのは「改良住宅入居請書」と、市営住宅条例第26条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、市営住宅条例第31条中「収入超過者又は高額所得者」とあるのは「収入超過者」と、市営住宅条例第32条第1項中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条及び前条」と、市営住宅条例第33条第1項中「第12条第6項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第7項（第28条第3項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第12条第6項の規定に

よる敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項若しくは第28条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定、第17条第7項（第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免又は第31条の規定によるあつせん等」と、市営住宅条例第48条及び第49条中「住宅監理員」とあるのは「改良住宅監理員」と、市営住宅条例第48条中「住宅管理人」とあるのは「改良住宅管理人」と読み替えるものとする。

（市営住宅条例施行規則の準用）

**第3条** 改良住宅条例第5条第1項の規定により市営住宅条例の規定を準用する場合には、これらの規定に基づく奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）の規定を準用するものとする。

2 前項に定めるもののほか、奈良市営住宅条例施行規則第11条及び第22条から第26条までの規定は、改良住宅等及び地区施設の管理について準用する。

（改良住宅店舗作業場の使用の承継の承認申請等）

**第4条** 改良住宅条例第5条の3第1項の規定による承認申請をしようとする者は、改良住宅店舗作業場使用承継承認申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）住民票の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 改良住宅条例第5条の3第3項第3号の規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

（1）使用者が改良住宅条例第5条第1項の規定により準用する市営住宅条例第38条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するとき。

（2）当該承認を受けようとする者が現に又は過去に市営住宅（市営住宅条例第3条に規定する市営住宅をいう。）、改良住宅等及びコミュニティ住宅（奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第3条に規定するコミュニティ住宅をいう。）（以下「市営住宅等」という。）に入居若しくは同居している者又は入居若しくは同居していた者である場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。ただし、当該承認を受けようとする者が、市営住宅等に現に同居している、又は過去に同居していた場合において、未成年者であることその他の特別の事情がある場合は、この限りでない。

ア 当該市営住宅等に係る家賃等の滞納があるとき。

イ 条例第38条第1項各号（第2号及び第9号を除く。）に該当したことがあるとき。

(3) 当該承認を受けようとする者が、市営住宅等を不法に占有したことがあるとき。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

(4) その他市長が別に定めるとき。

(雑則)

**第5条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和48年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和61年3月29日規則第15号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年12月15日規則第55号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年2月5日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年7月31日規則第71号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「おいては」の次に「、市営住宅条例第13条及び第16条第2号中「市営住宅入居請書」とあるのは「改良住宅入居請書」と」を加える部分に限る。）は、平成27年8月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日規則第35号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則及び奈良市改良住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成30年3月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年12月26日規則第42号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年10月30日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記様式（第4条関係）

改良住宅店舗作業場使用承継承認申請書

住宅名・番号	地区改良住宅店舗作業場第 号	
現使用者氏名		
使用承継を受けようとする者	氏名	
	生年月日	
	現入居者との関係	
使用承継の理由		
<p>上記のとおり使用承継をしたいので、奈良市改良住宅条例第5条の3の規定により申請します。なお、使用承継承認の申請に係る事実についての審査のために、市において、私の住民情報を調査することに同意します。</p> <p>年 月 日 (宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>		
※調査者意見		

(注) ※印は、記入の必要がありません。